

平成10年第1回沼田町議会定例会会議録（3日目）

平成10年 3月12日（木）午後14時32分開会

1 出席議員

議 長	4番 吉 尾 政 春 議員	1番 谷 口 清 治 議員
	2番 橋 場 守 議員	3番 大 沼 恒 雄 議員
	5番 吉 田 俊 一 議員	6番 吉 田 好 宏 議員
	7番 森 井 章 夫 議員	8番 横 山 峯 生 議員
	9番 野 道 夫 議員	10番 久 保 寛 議員
	11番 山 木 一 男 議員	12番 杉 本 邦 雄 議員
	13番 室 田 俊 朗 議員	14番 中 村 進 議員
	15番 山 田 英 次 議員	16番 伊 藤 初 議員

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	篠 田 久 雄 君	農業委員会	小 西 義 光 君
教育委員会	山 本 秀 雄 君	委 員 長	
委 員 長			

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西 田 篤 正 君	収 入 役	篠 田 繁 彦 君
総務課長	市 橋 忠 晴 君	財政課長	平 木 昭 良 君
産業課長	矢 野 潔 君	水道課長	清 水 勝 之 君
民生課長	半 田 昭 雄 君	振興室長	中 村 幸 雄 君
建設課長	藤 間 武 君	和風園園長	三 上 洋 一 君
旭寿園園長	松 田 剛 君	桜井文庫所長	佐 藤 幸 一 君
		デパートセンター	

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長	久 本 博 美 君	次 長	野 原 耕 次 君
-------	-----------	-----	-----------

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

(岩寺監査委員 欠席)

午後14時32分 開会

(開 議 宣 言)

○議長（吉尾政春議長） 只今定足数に達しておりますので、これより3日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番大沼議員、15番山田議員を指名致します。

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、予算審査特別委員会の予算審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。

(谷口委員長 登壇)

○委員長（谷口委員長） 委員会の予算審査報告を致します。本予算審査特別委員会に付託された次の事件について審査が終わりましたので、会期規則第77条の規定により報告致します。審査付託された事件について。

平成10年沼田町一般会計予算について。これは議案第19号でございます。

以上、特別予算につきましては議案第20号から25号まで。

審査の期間。平成10年3月9日から11日の3日間におきまして審査して参りました。

審査の結果。本委員会に付託されました議案第19号から議案第25号までの7件について、3日間にわたり各課長、室長、園長、所長、次長及び関係職員から説明を受け、慎重に審議をして参ったしいでございませう。その結果、付託されました7つの案件については原案どおり可決するものと決定致しました。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（吉尾政春議長） 委員長の報告が終わりました。只今議題となっております7件に議案につきましては、全員による特別委員会で審査したものであります。従いまして委員長報告に対する質疑を省略し、ただちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。それでは討論、採決に入ります。討論、採決は付託された議案についてそれぞれ1件ずつ討論、採決を致します。それでは討論、採決をします。

議案第19号、平成10年度沼田町一般会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 町長の町政執行方針を見て感ずることは、これだけ経済の長期低迷や金融経営破綻、経済の先行き等に対する不安、政治に対する不信など書かれていますけれども、何故そうなったのか、誰の責任なのか、これ等のことは全く追求されていません。政、財、官のみにくい癒着のなかで大企業、財界には限りない奉仕をしながら国民には塗炭の苦しみを押しつけている自民党を始めとする保守政治に対する批判が全く見られません。まず沼田町の基幹産業である農業についてですが、平成9年度の生産者米価について暴落に対して不足の下落という表現をしています。私は不足などではない、不足の下落などというのではないと認識しています。耕地規模が日本の10倍から100倍といわれるECやアメリカに価格で太刀打ちできないのは当然なのに、米価の農産、米などの農産物の輸入自由化をし、天候に左右され、また年に一度しかとれない米までも市場原理に委ねたことやその他国の取った政策で下落は当然の既決だと私は考えているのです。人の命の過程を作る農業をその国の地形、風土を生かし、農業として国が責任を持って発展させる義務があると私は思っています。奉仕心は供給と価格の安定を見るには、図るには需給バランスを取ることが欠かせないといって、外米の輸入に対しての批判は全くなく、国が進めている減反の上乗せだけを当然としております。始終支援策をやっていることは評価するけれども、根本原因に対する批判の立場がなければ自治体では手におえない状況を打開できないと考えています。市場原理に組み込まれた生産者米価が農家の所得の補償を見込める状況はなかなか私には見えてこないものであります。約8億4千万人が飢えているか、食糧の確保がままならない、サワラ以南のアフリカにある後発、開発が遅れている開発途上国に住む人の内3分の1に近い人々が40歳まで生き延びることが難しいということを国連機関の97年度報告にあります。国の、日本農業を破壊する政治に対して農民も消費者も行政も一緒になって闘って、国連機関の報告のこの状況の仲間入りではなく、食糧で国際支援をできるような立場を作ることだと私は考えております。国の農業破壊に無批判で組まれたこの予算は、やはり農業を最終的には守っていけない、こういうふうに考えております。

次に福祉の問題ではどうかというと、介護保険をとってみるとマスコミでも取り上げている「保険あって介護なし」という、心配などについては何ら触れられていません。介護保険をちょっと見ると、実施の年度から一人2,600円平均の保険料を納めなければなりません。65歳以上の年金受給者からも取るんです。老齢福祉年金受給者でも標準の半分といいますから1,300円は、老年福祉年金をもらっている人からも保険料が取られる、沼田町の老齢福祉年金を受給している人の平均の年金額は29,000円という一昨年の決算書であるように、こんな低い状況です。30,000円以上の人は年金から天引きし、30,000円未満の年金受給者は本人から直接保険料を取ると、こういう内容です。そしてこれが実施されると特別

養護老人ホームに入所している人達、現在は原則として所得に応じた負担を行なっているけれども、この介護保険が実施されると75%の人が値上がりする、平均で入所が月24,000円、食費が23,000円、合計47,000円平均かかるというんです。現在入っている人は5年猶予されるんだそうです。5年経つとこの47,000円を払えない人は出ていかなければならん、こういう内容のものです。これを払えない人は特養があっても入ってはいけな、こういう内容のものを方針書のなかでは何ら批判もなく、これは当然なっていくだろうという形でうたわれています。在宅にあっても保険料を払いながらサービスを受けるときには1割の負担を取られるなど、いろんな不備な点があります。これからよく中身を精査していくんだということになっているわけけれども、そうであればあるほど自治体としてはこの介護保険が本当に福祉を育てていく、向上させる中身にしていく要求をしなければならないと思うのであります。

臨時職員の問題について言いますと、全体として臨時職員が多いわけですが、和風園、旭寿園の老人ホームを見ますと十数人の臨時職員、デイサービスセンターでは看護婦さん、寮母さん、調理さんの女性は全員臨時職員です。国の基準が実態に合わなくなっているのだから改善を国に要求するのは当然でありますけれども、国が改善する前に町としてやはり一般財源からの補填で本当に正職員に近い状況、待遇の状況で働いてもらうということをしななければならないのではないのでしょうか。岩手県の沢内村、小さな村ですがここではもう30年近く前だと思うのですが日本で最初に60歳以上のお年寄りの医療費をタダにしました。この村長さんの言うことは、私は本当にこれからの政治活動をやる上で本当に教訓的だと考えるのですが、お医者さんが来ないのでやっとならね東北大学から来たお医者さんを前にして「貧しい村に医者が来ないということは国の政策の責任だけど、その国が悪いけれどもそんなことをこぼしているだけの私達をもっと悪い」と、こういうことを医者をお願いしているんです。老人医療費の無料化が国保などの法律に違反するということで相当批判がありました。この批判に対してこの村長さんは、「あれこれの末端の法律には違反するかもしれないけれども、憲法の状況には違反してない。最高裁まで闘う」と言って、頑張ったんです。そして実際には実現していったと、国がやらなければ私がやろうとこういうことでやったわけでありまして。私はそういう意味では臨時職員の待遇、これ原則として正職員に近づけることが必要だと思うんです。何故原則というかというと、これ以上収入あると困るんだという臨時職員もおりますから原則として臨時職員は正職員に近づける、それは一般財源を持ち出してでもやるべきだと思うんです。ところがこれは何度要求しても今だに善処されていない。

次に公営住宅の家賃減免について申し上げます。実は私達の議員で話しているなかにも、「沼田町には家賃の払えないものはいらない」、こういうことを口にする議員がおります。私は本当に残念でなりません。そもそも社会保障とは一体何なんだろうかと。憲法第25条には「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、2番目には「国や全ての生活の部面について社会福祉、社会

保障及び公衆衛生の向上及び増進に務めなければならない」と、こう書いてあります。今、公営住宅に入って家賃を負担になるという人はどういう人なのか、その人達若いときにさぼってろくに仕事もしないでいた人達なのかというところではないんです。中にはおります、「何故、もっと働かなかったのだろうか」という人もいます。しかし、それが根本原因ではないんです。どんなに一生懸命働いたって季節労働者は、皆さん方年金65歳からもらうときの額はならないんです。それは社会の仕組みがそういう人達にきちっとした社会保障制度をあてがうような仕組みになってないからなんです。そして60歳になったら蓄えも持っていることはできないし、もらう年金、国民年金であれば現在であれば785千円位です。今、沼田の商店の人達が一生懸命今まで働いていたけど、これから貯めた分もどんどんどんどん食いつぶしていきなきゃならんという状態が起きるかもしれない。その人達は一生懸命働いてきたけれども、昭和60年度現時点の価格で600千円の年金しか当たらないんです。この人達なんは頑張ってもそれ以上当たらないんです。今785千円というのは昭和60年でいうと600千円なんです。そうしたらこの人達、自分の不真面目さではなくて真面目にやったけどそういう制度だったと、そうであればこの憲法25条に盛られているように健康で文化的な最低限度の生活が家賃をまともに取ったら出来ないんだとい

うときには国や自治体がきちっとみてやるのが、これが社会保障制度だと思うんです。私そういう意味で、やはり公営住宅の家賃については公営住宅でやっているように減免の措置をとるべきだと、一時全く免除やったんですが、今はどんなに少なくとも免除にならないと、減免にはなるけど、そういう状況になっています。私はこれ、ただ沼田町だけでやると町財政が大変ですから、国に対しても道に対してもその分はちゃんと負担せという戦いをしなければならないと思っています。私はこの社会保障制度の問題でやはり町の職員の人達はやっぱりこの憲法の基本原則にかえるべきだと思うんです、たちかえってもらいたいと思うんです。ずいぶん頑張ってもらってますけども、97条でこの憲法が日本国民に保障する基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果だと言っているんです。闘わなければ駄目です、取られるんだという中身なんです。この権利は過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し侵すことの出来ない永久の権利として信託されたものであると、こうやってます。そして最高法規であり、この条項や何かを違反する法律や命令は効力を有しない、して議員や公務員は憲法を尊重するだけでなく擁護する義務がある、負うといっているんです。こうことからいうと、恵まれないでいる人達にやっぱり自治体として、行政として当然社会保障制度を、その制度の乗ってもらおうと、やってあげますということではなくて、皆さん方にこんな状況になってのは大変申し訳ない、我々社会保障制度が遅れているのは申し訳ない、こういう立場でやはり行政はやるべきだ、こういうふうに私は思います。まだ色々ありますが、あまり長くなると大変だと思いますので、聞いているほうが大変だと思います。

ますので、以上色々述べまして私はそういう批判の精神から欠けた、で組まれたこの予算、中身についてはいいところもありますけれども、基本的には反対であるという立場で反対を致します。

○議長（吉尾政春議長） 他にご意見ありませんか。10番。

○10番（久保議員） 10番、久保。私は賛成の立場で申し上げさせていただきます。只今橋場議員から当初日本の経済、世界の状況、農業問題、非常に立派な意見もあったんですけども、長い意見のなかで一部政党の宣伝であるかのような発言もあったように聞こえてまして、この議会の意見としては如何なものかという気が致していたと承知しながら拝聴していたところでございます。最後に一部反対だけでもいい面もあるというようなことですから、どちらが本当なのかというふうに聞こえたんですけども、確かに現状政治、経済大変なものもございまして、また只今は予算特別委員長の報告のとおり原案全員が賛成、全員というような報告があったわけですから、全員による特別委員会の結論でございまして。町長申し上げることはないわけですけども、非常にこの冷えきった、しかも不況の世の中にあって、比較的わが町は近隣町村からは非常に羨ましがられているほど良くやっているという評価を頂いていると思うわ

けです。これは私のみでなく、町民あげて大方の人はそうに感じているものと思います。しかし限られた予算のなかで、また3日間の審議のなかでそれぞれここにお座りになっている理事者を始め、課長職の諸君は良く意見を聞かれたとこだと思いますけども、いろいろなご意見もあったのは事実であります。非常に厳しいだけにひとつ公務員のはんたところを発揮されまして理事者を助け、皆さん一致にして町政の上に当たって頂きたいと、強く希望するものでございます。色々申し上げたいことたくさんございますけども、基本的には限られた財産を非常に大切に、しかも皆さんで協力しあって効率よく運営をなさることを強く希望致しまして意見とします。

○議長（吉尾政春議長） 他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第19号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 議案第20号、平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 議案第21号、平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第21号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 議案第22号、平成10年度沼田町国民健康保険特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第22号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 議案第23号、平成10年度沼田町老人保健特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第23号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 議案第24号、平成10年度沼田町公共下水道特別会計予算について、これより

討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第24号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 議案第25号、平成10年度沼田町水道事業会計について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第25号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第4、議案第27号、特定公共賃貸住宅建設工事(建築主体)請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

休憩致します。

14時57分

14時59

分

○議長(吉尾政春議長) ちょっと〜〜で訂正を致したいと思います。

改めて提案を申し上げます。日程第3、同意第1号、固定資産評価審査特別委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(篠田久雄町長) 同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記のことを固定資産評価審査委員会委員に選任致したいから、地方税法第423条第3項の規定によって議会の同意を求める。

この関係につきましては、記載のようにこの2月27日に沼田勲氏の死去によりまして欠員が生じたために選任をお願いしたいわけでありまして、選任者は記載のように沼田町西町2番67号の寺本博

昭さんをお願い致したいと、こういうことであります。略歴につきましてはここに記載のように収入役や、また8年の9月からは沼田町の行財政審議会委員なんかにもご就任頂きまして、非常に人柄といい経歴といい、この固定資産評価審査委員会の委員には最適任者と考えておりますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。

本案について採決致します。お諮り致します。同意第1号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第4、議案第27号、特定公共賃貸住宅建設工事請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） はい。議案第27号、特定公共賃貸住宅建設工事（建築主体）請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

ただし、設計変更に伴い必要のあるときは請負金額の10%以内において変更することができる。

契約の目的、以下工期まで記載のとおりでございます。お目通しをお願いしたいと思います。

平成10年3月12日提出、沼田町長名でございます。

よろしくお願いします。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮

り致します。議案第27号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、請願第1号、酪農・畜産振興施策に関する請願を議題と致します。本請願については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。ただちに審議に入ります。紹介議員により説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第1号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、請願第2号、新たな麦政策のあり方に関する請願を議題と致します。本請願については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって請願第2号は委員会付託を省略することに決しました。ただちに審議に入ります。紹介議員により説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第2号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、陳情第1号、年金制度の維持に関する陳情を議題と致します。提

案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。陳情第1号は会議規則第92条第1項の規定により産業民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本陳情は産業民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決しました。

休憩を致します。

15時04分

○議長(吉尾政春議長) 再開致します。

15時05

分

○議長(吉尾政春議長) 議事日程の追加についてお諮り致します。只今意見案等6件について追加案件が提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって日程第8、意見案第1号、酪農・畜産振興施策に関する要望意見書(案)について、日程第9、意見案第2号、新たな麦政策のあり方に関する要望意見書(案)について、日程第10、意見案第3号、「森林・木材産業の振興」、「輸入木材の削減」並びに「旭川営林支局、幌加内営林署及び深川森林経営センターの存置」に関する要望意見書(案)について、日程第11、閉会中の継続審査の申し出について、日程第12、閉会中の所管事務調査の申し出について、日程第13、議員の派遣について、以上日程に追加することに決しました。

○議長(吉尾政春議長) 意見案の一括議題についてお諮り致します。この際意見案第1号、第2号、第3号を一括して議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって意見案第1号、第2号、第3号は一括して議題とすることに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第8、意見案第1号、酪農・畜産振興施策に関する要望意見書（案）について、日程第9、意見案第2号、新たな麦政策のあり方に関する要望意見書（案）について、日程第10、意見案第3号、「森林・木材産業の振興」、「輸入木材の削減」並びに「旭川営林支局、幌加内営林署及び深川森林経営センターの存置」に関する要望意見書（案）についてを一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第1号、第2号、第3号を一括して採決致します。

お諮り致します。本3案は原案どおり関係機関に提出することに決定して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本3案は、原案どおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第11、閉会中の継続審査の申し出を議題と致します。本件は産業民生常任委員長から配付のとおり閉会中の継続審査の申し出であります。お諮り致します。本件は申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第12、閉会中の所管事務調査の申し出を議題と致します。お諮り致します。本件は各常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第13、議員の派遣についてを議題と致します。お諮り致します。本件は本年度中における議員の派遣であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

(散 会 宣 言)

○議長(吉尾政春議長) 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて平成10年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。

閉会のあと、町長より挨拶の申し出がありますのでお聞き頂きたいと思います。

○町長(篠田久雄町長) 閉会に当たって一言お礼を申し上げたいと思っておりますけれども、この新年度の予算の議会の当たりまして全議員の皆さんがご参加賜り、5日から本日まで会期1日残してご審議頂き、非常にこの精力的にそれぞれの案件を原案どおり可決、確定されましたことに心から敬意と感謝を申し上げたいと思う次第であります。今回の議会に当たりまして、沼田町としては一般会計70億というのは町が始まって以来の大型予算となりました。最近の世の中、ご案内のように大変不況でありますけれども、不況のなかの大型予算、これによって地域産業の振興や福祉だとか、或いはまた全ての面で沼田町がひとつの飛躍の機会になればと、そんなふうに思って提案申し上げたところでございます。私も職員と心をひとつに致しまして、執行方針で申し上げたとおり最善の努力を致したい、そのように思っております。また従来にないことと致しまして今年は利雪サミットということでは全国的なイベントも計画させて頂きまして、これもまた予算のなかに入っているところでございますし、また初めてのことでありますけれども、雪中米のキャンペーンも大都市のなかで行なっている、このこともまた入っているところでございます。何れに致しましてもこの予算の執行に当たっては、最大の効果を上げれるよう努力することをお誓い申し上げましてお礼を申し上げたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。

○議長(吉尾政春議長) どうもご苦労さまでございました。

15時10

分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員